

青地・赤道あるいは法定外公共用物

築瀬 範彦

1. はじめに

学生時代の昭和50年頃にはやったマンガで「嗚呼！花の応援団」というのがあった。体育会系のバンカラで馬鹿々々しい学生達の日常を少々下品に賑やかに描いた作品である。その主人公の名前が、「青田赤道」だった。

区画整理の用語集を作るプロジェクトを立ち上げ、その冒頭に「青地」、「赤道」を据えようとしたとき、編集会議で「青田赤道みたいで嫌だ。」という意見が出たのである。「でも、権利調査をやる以上、青地や赤道という言葉は必ずですよね。」とか言って、ア行の冒頭に置いた記憶がある。

考えてみれば、実に素朴な言葉である。公図に赤い線で描き込まれているから、青黒く着色されているから、というのがそもそもの由来らしい。しかし、調べてみれば、青地も赤道も日本の土地制度と深く関係した存在なのである。

2. 法定外公共財産

土地は、国公有地か私有地かを問わず、大部分は私的所有権の対象として売買、賃貸借、私権の設定など私的取引の目的となりうるものである。民法を中心とした個人相互間の関係を定めた私法の適用を受ける。

しかし、土地の中には公共の目的のために使用するものも少なくない。こうした公共の用に供するのに必要な限度において、私法の適用を排除し、個人と国・自治体の関係を規定する公法を適用するものが多い。

硬く言うところなるが、道路や河川の用に供している土地を完全な私的所有権の対象としたら、「ある日、道路用地が勝手に売り払われていた……」などと云うことになってしまう。ということで、公の物である「公物」として管理するために道路法や河川法などがある訳である。

ところが、公物であり、水路や道路としての機能を果たしていながら、河川法や道路法の規定外に存在する一連の土地が存在する。土地の所有、使用、管理に関する法体系の中で、これら「法定

外公共財産」の存在についても、区画整理では視野に入れておく必要があると教わった。

3. 地租改正と青地、赤道の沿革

江戸時代から村落や耕作地の周囲には、畦道に毛の生えたような狭い道や小川というより溝のような水路が、たくさんあった筈である。明治維新となったが、当時では財産的価値が乏しかったため、或いは、官民共に所有権意識が希薄だったことから、これらの土地が、十分な登録手続き等のないまま、今日に至っているらしい。その沿革をやや詳しく述べてみると以下のようなになる。

1873（明治6）年7月に法令が公布され、地租改正作業が始まった。具体的には、今日の一筆地測量にあたる「地押丈量」として、筆界を確定し、重複や脱落を調べ、求積作業が行われた。

この作業に先立ち、同年3月に土地の分類基準が制定されている。これは、すべての土地を地券発行対象の公租地と非発行の非公租地に分けるためのものである。最初の基準はいささか不十分だったらしく、翌明治7年11月に「地所名称區別改定」が、太政官布告として出された。いわば、土地の官民有區別事業の根拠法である。

土地の官民有区分作業は、明治7年7月の「地所処分規則」と「地租改正条例細目」に従い、江戸時代からの帳簿や図面に記載されている道路、畦畔、水路、堤塘等の敷地のうち、買証文や隣村の保証等がある場合は民有地と認めて地券を交付し、民有地認定外の官有地とされたものについては、境界確定のみを行い、実測もしなかったらしい。一般に、これらの土地は、地番も付さず、地券発行も不要とされたという。

明治8年10月には、民有の用悪水路、溜池敷、堤及び井溝敷地や公衆ノ用ニ供スル道路が、官有公共用物に認定された。

地租改正作業は、1881（明治14）年に一応完了し、1億枚以上の地券が発行されたという。地券は、1884（明治17）年に廃止され、代わって「土地台帳」として町村戸長役場に備える

こととされた。ようやく、近代的な地籍制度が創設された訳である。言うならば、江戸時代の検地帳の世界が、僅か10年余りで近代的な土地制度に変換されたのである（余計なことであるが、日本人は凄いとすべきかもしれない）。

さて、こうした一連の全国的な地籍確定作業の中で、先の地所処分仮規則と地租改正条例細目に従い、里道は赤線で、国有の普通河川は青線により改組図（土地台帳附属地図）に表示された。そして、この着色仕様は、以後も踏襲された。

4. 里道、二線引畦畔、普通河川

以下、少々横道に反れるが、道路法に基づき都道府県道や市町村道であることを行政庁によって確認する行為＝「認定」のされていない道路を「認定外道路」と呼ぶ。その代表的なものが「里道」と「二線引畦畔」である。

道路は明治6年に河川等と合わせて「河港道路修築規則」により等級が定められ、1876(明治9)年の太政官達により、その等級を変更して国道、県道、里道に区別された。そして、1880(明治13)年の太政官布告によって、民有地第3種と官有地に区別され、後者の里道が、前述のように公図に赤い長挟線で表示された。里道の幅員に関する規定はなく、実態は、3尺から2間(0.91~3.64m)程度である。但し、幅は一様ではない。

二線引畦畔は、田畑の「あぜ」や「うね」、法地などの内、公図上2本の長挟線で囲まれた無番地の土地で地券や土地台帳等の公簿に登録された痕跡のないものである。なお、地方によっては、「くろ」、「きし」、「はざまち」、「あおち」、「どてしろ」などと呼ばれる。公図上の表示着色は、地方により異なる。但し、土地台帳と登記簿の一元化以前に公簿上「内畦畔」や「外畦畔」として表示された本地の田畑の所有に属する民有地である畦畔とは異なるものである（公図上一本線表示である）。

一方、公図上無番地で、長挟線により表示された「普通河川」、いわゆる「青地、青線」の多くは、田畑の灌漑用水路か都市化により下水路となったドブ川である。これも淵源は明治の初めまで遡る。1871(明治4)年に河川法の先祖の「治水条目」が制定されていたが、地所名称区分によって河川敷地は官有地第3種に編入された。中には例外的に民有地第2種に編入したものもあったとい

う。普通河川は、1896(明治29)年制定の旧河川法の適用外であった。1964(昭和39)年制定の現行河川法では、一、二級河川、準用河川以外の公共の水流と水面が普通河川である。

こうした認定外公共用地の面積は、全国総計で数千平方キロメートルのオーダーになるらしい。

5. おわりに

まとめとして、本稿の内容を所有区分から整理してみると次のようである。

現在では、土地の所有は国公有地とそれ以外であり、前者には行政財産と普通財産の区別がある。

しかし、明治の初めに官有地と民有地に区別されたときは、官有地は4種類、民有地は3種類であった(下表参考)。官有地は原則として地券発行はなく、公租公課なし(官用地の一部は地券発行)。民有地は地券を発行し、公租公課が課された(2種と3種は公租公課免除)。

1921(大正10)年に旧国有財産法が公布され、河川敷等の国有財産である公共用財産の国の所有権が位置づけられた。そこから洩れた土地については、本稿で述べたとおりである。

いささかマニアックな内容となってしまったが、土地制度形成の過程は、奥が深いものがあるようである。

地所名称区別改定による分類

官 有 地	第一種	皇宮地、神地
	第二種	皇族賜邸、官用地
	第三種	山岳丘陵林藪原野河海湖沼地澤溝渠堤塘道路田畑屋敷等其他民有地ニ有ラザルモノ此ノ他鉄道路線敷等
	第四種	学校、病院等
民 有 地	第一種	耕地、宅地、山林、原野等
	第二種	郷村社寺、墳墓地、潰地(堤塘、道敷)
	第三種	公衆ノ用ニ供スル道路ニテ民有ヲ望ムモノ

参考文献

佐藤甚次郎：明治期作製の地籍図、古今書院、1986年

寶金敏明：改訂里道・水路・海浜—法定外公共用物所有と管理—、(株)ぎょうせい、1995年

原龍之助：公物營造法、有斐閣、1978年